

業務上疾病に関する法令等

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

別表第一の二（第三十五条関係）

一～六 （略）

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍

3 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

4 四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

5～13 （略）

14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍

16～20 （略）

21 1から20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八、九 （略）

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

十一 （略）

○労働基準法施行規則別表第一の二第十号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する疾病（昭和五十六年労働省告示第七号）

一、二 （略）

三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍